

令和8年度 石川県緊急医師確保修学資金 募集要項

石川県では、本県の地域医療を担う医師を志す方であって、令和7年度に金沢大学医薬保健学域医学類の特別枠に合格し、令和8年度に同学類に入学する方に対して、修学資金を貸与します。

この修学資金は、大学卒業後9年間(2年間の臨床研修を含む)、医師の不足している地域を中心に石川県知事が指定する石川県内の公立病院等に勤務した場合には、返還が免除されます。

なお、上記の特別枠への出願に際しては、石川県に修学資金の貸与の申請を行い、選考の結果送付された推薦書を金沢大学に提出する必要があります。

石川県への愛着と地域医療に貢献する強い意志がある方を募集します。

※本募集は特別枠(地域枠)の臨時定員が認められることを前提として行うものです。

貸 与 人 数 10 人(予定)

貸 与 額 年額240万円(月額20万円) ※6年間総額1,440万円

貸 与 期 間 6年間(大学入学から卒業まで)

申請及び選考

1 申請対象者((1)、(2)のいずれにも該当する者)

(1) 令和7年度に行われる金沢大学医薬保健学域医学類の特別枠の受験を予定している者

(参考) 金沢大学の「令和8年度入学者選抜要項」における学校推薦型選抜Ⅱの医薬保健学域医学類特別枠推薦要件(抜粋)

次の1から4のいずれかに該当する者、かつ5から8のすべての要件を満たすもの

1. 既に KUGS 高大接続プログラムで KUGS 特別入試への出願が認められた者
2. 国立研究開発法人科学技術振興機構のグローバルサイエンスキャンパス事業の第一段階を修了した者(グローバルサイエンスキャンパス事業によって大学等が開講するプログラムにより、一次選抜後の二次選抜までの育成プログラムを修了した者)であり、本学の場合は、金沢大学グローバルサイエンスキャンパス事業の第一ステージを修了した者
3. 国立研究開発法人科学技術振興機構の次世代科学技術チャレンジプログラム事業において研究計画を策定する段階を修了した者であり、本学の場合は、金沢大学 STELLA プログラムシニアコースの C ステージを修了した者
4. 本学の科目等履修生(高校生等用)制度により1単位以上修得した者
5. 次の(1)から(2)のいずれかに該当する者で、令和8年度大学入学共通テストで課す教科・科目を受験するもの
 - (1) 高等学校若しくは中等教育学校を令和7年4月から令和8年3月までに卒業又は卒業見込みの者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を令和7年4月から令和8年3月までに修了又は修了見込みの者
6. 出身学校長が発行する調査書の全体の学習成績の状況が A 段階に該当する者で、かつ出身学校長が人物・能力について責任を持って推薦できるもの
7. 石川県知事からの推薦があり、入学後は、石川県の修学資金の貸与を受ける者
8. 合格した場合、入学することを確約できる者

(2) 大学卒業後、石川県知事が指定する医療機関において、医師として業務に常時従事するなど、石川県の地域医療に貢献する強い意志を持っている者

2 申請期間 令和7年10月1日(水)～10月31日(金)(必着)

3 申請方法

修学資金の貸与を受けようとする者は、次の書類を石川県健康福祉部地域医療政策課に郵送又は持参により提出すること。書類一式を封筒にまとめ、**封筒に「緊急医師確保修学資金貸与申請書在中」と明記してください。**

①郵送の場合：**必ず簡易書留で郵送**してください。

②持参の場合：**午前9時から午後5時45分**まで（土日・祝日を除く）

[提出書類]

- (1) 緊急医師確保修学資金貸与申請書（別記様式第1号）
- (2) 在学する高等学校（中等教育学校を含む。）の校長が作成し、かつ、厳封した推薦調書（別記様式第2号）
- (3) 在学する高等学校（中等教育学校を含む。）の校長が作成し、かつ、厳封した調査書（「令和8年度大学入学者選抜実施要項」（R7.6.3 7文科高第313号 文部科学省高等教育局長通知）別紙様式）
- (4) 申請者の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書
- (5) 写真1枚（縦4cm×横3cmの大きさとし、上半身脱帽正面向きで3ヶ月以内に単身撮影したもの。**裏面に申請者の氏名を記載すること**）
- (6) 面接票送付用の返信用封筒1枚（長形3号（23.5cm×12cm）の封筒に、申請者の氏名、住所及び郵便番号を記載し、760円切手（簡易書留速達料金）を貼ったもの）

(注) **申請には、2人の連帯保証人（独立の生計を営む成人）を立てる必要があります。**
また、申請者が未成年者の場合、2人のうち1人は、申請者の法定代理人（父母等）でなければなりません。

4 選考方法

面接及び提出された書類により総合的に判断し、選考します。

(1) 面接の期日及び場所

○期 日 **令和7年11月24日(月・祝)**

○場 所 **石川県地場産業振興センター**（石川県金沢市鞍月2丁目1番地）

(2) 面接票の送付

○面接の時間等を記載した「面接票」を後日送付します。

○面接票が令和7年11月14日(金)までに到着しない場合は、石川県健康福祉部地域医療政策課(6ページをご覧ください)まで連絡してください。

5 結果通知

選考結果は、令和7年11月下旬から12月初旬に貸与申請者全員に通知します。修学資金を貸与することが適当であると認めた方には、石川県から「貸与予定通知書」を送付します。

また、修学資金を貸与することが適当でないと認めた方には、「貸与不承認通知書」を送付します。

(注) 令和7年度に行われる金沢大学医薬保健学域医学類の特別枠に合格しなかった方又は合格したが、令和8年度に同学類に入学しなかった方については、原則として修学資金の貸与は行いません。

6 「推薦書」について

「貸与予定通知書」に併せて「推薦書」を送付します。令和7年度に行われる金沢大学医薬保健学域医学類の特別枠に出願する際に、この「**推薦書**」を**金沢大学に提出する必要があります**。また、推薦書を発行した者の氏名等を県から金沢大学に共有します。

※金沢大学への出願については、金沢大学が作成する募集要項(後日公表予定)をご確認ください。

【問い合わせ先】 金沢大学医薬保健系事務部学生課医学学務係 〒920-8640 石川県金沢市宝町1 3 番 1 号 電話 (076) 265-2125
--

貸与の決定等について

1 貸与の決定

(1) 令和7年度に金沢大学医薬保健学域医学類の**特別枠に合格した方は、石川県健康福祉部地域医療政策課(6ページをご覧ください)に報告しなければなりません**。

(2) 令和8年度に金沢大学医薬保健学域医学類の特別枠に入学した方は、「入学届出書(合格者に送付)」及び大学の発行する「在学証明書」を石川県健康福祉部地域医療政策課に提出しなければなりません。

(3) 「入学届出書」の提出後、石川県から「貸与決定通知書」を送付し、その後、貸与契約によって修学資金を貸与します。

2 貸与方法

申請により毎月払い(月末)又は年一括払い(5月頃)とします。

※ただし、毎月払いの場合、4月分は5月に支払われる予定です。

3 修学資金の返還の債務が免除となる場合

(1) 全額免除となる場合

修学資金の貸与を受けた方が、次のいずれかに該当することとなったときは、返還の債務が全額免除となります。

- ① 医師となり、引き続き金沢大学附属病院が行う臨床研修(県内の協力型臨床研修病院又は研修協力施設を含む。)を受け、修了後、地域医療の状況を踏まえ、指定医療機関のうち知事が指定する医療機関で引き続き医師として業務に常時従事した場合において、臨床研修及び知事が指定する医療機関で業務に常時従事した期間が、修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間(9年間)に達したとき。
- ② 臨床研修又は知事が指定する医療機関での業務上の理由による死亡、又は業務に起因する心身の故障により業務の継続が不可能となったとき。

[指定医療機関]（令和7年9月末現在）

加賀市医療センター、小松市民病院、能美市立病院、
公立松任石川中央病院、公立つるぎ病院、金沢市立病院、河北中央病院、
町立宝達志水病院、公立羽咋病院、公立能登総合病院、町立富来病院、恵寿総合病院、
公立穴水総合病院、公立宇出津総合病院、市立輪島病院、珠洲市総合病院、
石川県立中央病院、石川県立こころの病院、金沢大学附属病院、
金沢医科大学病院、独立行政法人国立病院機構金沢医療センター

※ 金沢大学附属病院、金沢医科大学病院及び独立行政法人国立病院機構金沢医療センターについては、当該機関で専門研修（後期研修）を受ける場合に限り、指定医療機関とします。

[勤務配置について]

令和3年12月1日付けの厚生労働省通知「キャリア形成プログラム運用指針について」を踏まえ、県が策定するキャリア形成卒前プランに基づき、地域医療等に対する意識の涵養を図るとともに、キャリア形成プログラムに沿って勤務していただくこととなります。

- キャリア形成プログラムでは、9年間、知事指定医療機関で勤務することになっています。2年間の臨床研修（初期研修）は、金沢大学附属病院で受けていただくことになっており、その後、7年間の勤務のうち、原則、医師不足地域に4年間（そのうち、2年間は能登北部医療圏に）勤務していただくことになっています。また、3次医療機関（石川県立中央病院、石川県立こころの病院、金沢大学附属病院、金沢医科大学病院、独立行政法人国立病院機構金沢医療センター）に2年間勤務できます。
- 診療科の指定はなく、臨床研修（初期研修）後の7年間のうち、3次医療機関に勤務する2年間は、希望する診療科に勤務することが可能です。しかし、それ以外の知事指定医療機関では、従事できる診療科に限りがあり、とりわけ、能登北部医療圏の知事指定医療機関では従事できる診療科が限定的です。このため、知事指定医療機関（とりわけ、能登北部医療圏の知事指定医療機関）において、従事できない診療科を希望している場合、必要とされている診療科（内科等）に従事していただくなど、知事指定医療機関での勤務が可能になるような調整をしています。

詳細は石川県健康福祉部地域医療政策課 HP に掲載しているキャリア形成プログラムをご覧ください。個人事情やその他の状況により、上記と異なる配置となる場合があります。また、プログラムは社会情勢の変化等により変更となる場合があります。

(2) 全部又は一部が免除となる場合

修学資金の貸与を受けた方が、臨床研修又は知事が指定する医療機関で医師として業務に常時従事している間に、災害、疾病その他やむを得ない理由により、修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間（9年間）医師として業務に常時従事できなくなったときは、返還の債務の全部又は一部を免除することがあります。

4 修学資金を返還しなければならない場合

次に該当することとなったときは、貸与を受けた修学資金の額に利息（年10%の割合の計算）を加えた額を、一括して返還しなければなりません。

※修学資金の貸与を受けた方が、正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額

につき年15%の割合で計算した遅延利息金を支払わなければならないこととなります。

(1)修学資金の貸与を受けている者

- ① 大学を退学したとき
- ② 心身の故障のため、修学の見込みがなくなつたと認められるとき
- ③ 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき
- ④ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき
- ⑤ 死亡したとき
- ⑥ 修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき

(2)修学資金の貸与を受けた者

- ① 修学資金の返還の債務の全額免除となる場合に該当する見込みがなくなつたと認められるとき
- ② 死亡したとき
- ③ 大学卒業後、2年以内に医師免許を取得しなかったとき
- ④ 修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき

5 修学資金の返還の債務の履行が猶予される場合

修学資金の貸与を受けた方が、災害、疾病、その他やむを得ない理由により、修学資金の返還の債務の履行が困難であると認められるときは、返還の債務の履行の猶予を受けることができます。

6 その他

(1)次に該当することとなつたときは、「届出書」を提出しなければなりません。

①修学資金の貸与を受けている者

- ア 氏名又は住所を変更したとき
- イ 退学したとき
- ウ 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき
- エ 休学し、又は停学の処分を受けたとき
- オ 復学したとき
- カ 進級しなかったことにより、同一の学年の課程を再度履修することとなつたとき
- キ カに該当する者が進級の決定を受けたとき
- ク 修学資金の貸与を受けることを辞退するとき
- ケ 連帯保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があつたとき、又は連帯保証人が死亡し、若しくは連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたとき

②修学資金の貸与を受けた者で、修学資金の返還の債務が消滅していない者

- ア 上記①のア～キ又はケに該当するとき
- イ 金沢大学医薬保健学域医学類を卒業したとき
- ウ 医師免許を取得したとき
- エ 臨床研修を開始し、中止し、若しくは修了し、又は休止し、若しくは再開したとき
- オ 臨床研修修了後、知事が指定する医療機関における医師として引き続き業務に常時従事したとき、又は従事しなくなつたとき

③連帯保証人は、修学資金の貸与の決定を受けた方が死亡したときは、速やかに「死亡

届」を提出しなければなりません。

(2) 修学資金の貸与を受けている方は、毎学年度の4月15日までに「在学証明書」を提出しなければなりません。

(3) 修学資金の交付を受けた方は、最後の交付を受けた日から7日以内に「借用証書」を提出しなければなりません。また、毎年4月1日現在の就業等の状況を「現況届」により、4月15日までに届け出なければなりません。

(4) 特別枠を離脱する場合の取り扱いについて

都道府県が医師偏在対策として取り組む地域枠制度において、従事要件が履行されないまま地域枠を離脱される行為が問題視されています。県の同意がないまま離脱した場合、臨床研修や専門研修において、ペナルティが課せられる場合があります。

(注) 修学資金は、石川県緊急医師確保修学資金貸与条例及び同施行規則の定めによります。

申請書類の提出先・問い合わせ先

石川県健康福祉部地域医療政策課
〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
電話 (076)225-1449 FAX (076)225-1434

※お問い合わせの際は、「石川県緊急医師確保修学資金」もしくは「金沢大学医学類特別枠」の件であることをお伝えください。